

日常生活用具給付申請手続きについて

市役所で申請する前に業者に見積りを依頼してください！

申請時の流れ

① 見積り依頼【申請者】

商品・業者を決めた後、**申請者ご自身**で業者に見積りを依頼してください。
見積りを依頼する際は、下記事項を必ず伝えてください。

< 見積り依頼時に伝えること >

1. 商品名 2. 製品番号 3. 個数 4. 申請月数(例:3ヶ月分(4月～6月分))
5. 見積書の送付先

※ ストマ用装具・紙おむつは1回の申請で6ヶ月分まで申請可能です。

ただし、年度をまたいで申請することはできません。



② 見積書の作成・発送【業者】

「見積書」は業者から申請者に手渡しまたは郵送されます。

※ **見積書と申請内容が間違いないか必ず申請者ご自身で確認してください。**



③ 日常生活用具給付申請書の提出【申請者】

「見積書」を受け取り後、社会福祉課または各支所に「日常生活用具給付申請書」と「見積書」を合わせて提出してください。

「日常生活用具給付申請書」は社会福祉課と各支所にあります。

< 持参物 >

1. 障害者手帳 2. 見積書 3. 印鑑 4. マイナンバーカード(通知カード)

※ **申請書を社会福祉課または各支所に提出した後は申請内容(商品・個数等)の変更ができません。**



④ 給付の決定【市役所】

提出書類をもとに、給付決定を行います。

給付決定後に「日常生活用具給付決定通知書」を送付します。



⑤ 納品と自己負担額の支払い【申請者・業者】

商品は業者が納品します。

自己負担が発生した場合は、直接業者にお支払いください。

【留意事項】

- ・申請前に購入された商品は対象になりません。
- ・給付希望月の20日(20日が土日祝の場合はその前の金曜日)までに申請してください。
- ・申請から給付までに10日～2週間かかりますので、できるだけ早めに申請してください。
- ・課税世帯の方は、支給決定額の1割の自己負担が必要です。
また、課税・非課税世帯を問わず、基準額を超えた部分は自己負担となります。

【お問い合わせ先】

大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係
TEL:0893-24-1758(直通)
FAX:0893-24-0961